

# 住宅宿泊事業法に係る民泊の開設を計画されている関係者の皆様へ

2019年1月

宇治市建築指導課

## 住宅宿泊事業法で求められる安全措置について

住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスは、人の居住の用に供されている住宅を一時的に宿泊事業に活用するものですが、安全確保のための措置については、部屋の構造を熟知していない宿泊者が滞在することが想定されることから、住宅宿泊事業者は、非常用照明器具の設置など火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を講じなければならないとされています。

前提となる住宅宿泊事業法の規定に関する解釈及び留意事項については、「民泊の安全措置の手引き」をご参照ください。

住宅宿泊事業を営む旨の届出先については、京都府山城北保健所衛生室となります。

### ○非常用照明器具について

建て方にかかわらず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下であり、かつ家主が不在とならない(一時的な不在を除く。)場合、届出住宅全体で設置は不要となります。

上記以外の場合は、届出住宅の各部分ごとに、非常用照明器具が必要かどうかの判断が必要となります。届出住宅の各部分ごとの非常用照明器具の設置の要否については、「民泊の安全措置の手引き(P4)」をご参照ください。

設置される器具については、建築基準法施行令第126条の5に規定する構造基準に適合する必要があります。一般的には、JIL適合マークが貼付されている製品がこれらに該当しています。

### ○防火区画等について

建て方にかかわらず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下であり、かつ家主が不在とならない(一時的な不在を除く。)場合、または、届出住宅の複数の宿泊室に同時に複数のグループを宿泊させない場合は、防火区画等は不要となります。

上記以外の場合は、防火区画等が必要となります。実施内容については、「民泊の安全措置の手引き(P6)」をご参照ください。

### ○その他

届出住宅の規模に関する措置及び届出時の添付書類等については、「民泊の安全措置の手引き(P9及びP13)」をご参照ください。

自動火災報知設備等又はスプリンクラー設備等を設置する場合は、設置する前に宇治市消防本部予防課と協議をおこなって下さい。

建築物が建築基準法に適合しているか否かの確認は、専門的な知識が必要です。必要に応じて、建築士等の専門家にご相談のうえ、適法に計画・工事を行っていただくようお願いします。

#### お問い合わせ先

住宅宿泊事業法に関すること	京都府山城北保健所衛生室	TEL 0774-21-2198
建築基準法に関すること	宇治市都市整備部建築指導課	TEL 0774-20-8794
消防法に関すること	宇治市消防本部予防課	TEL 0774-39-9402